

〔指定土地〕

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ主務大臣之ヲ指定ス

本条は、砂防法の適用される区域、すなわち砂防指定地についての指定の要件を規定したものである。

一 砂防指定地の指定の意義等

(1) 砂防指定地とは、治水上砂防のため砂防設備を要し、又は一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として建設大臣が指定した一定の土地の区域であつて、一定の行為が禁止制限され、あるいは特定の義務が課される、いわゆる公用制限、公用負担のかかる土地である。

この砂防指定地の制度は、二つの内容をもっている。一つは、積極的に行政庁においてこの土地に砂防設備を新設することにより、他は、消極的に私人の一定行為（立木の伐採、土石の採取等）を禁止制限することにより、それぞれ治水上砂防の目的を達しようとするものである（これと同様の趣旨の制度が森林法にもあり、保安施設地区の指定は前者と、保安林の指定は後者と、ほぼ同様である）。

(2) 砂防指定地は、従前、これを告示する場合に、「砂防法第二条の規定により砂防設備を要する土地として次の土地を指定する」とか、あるいは、「砂防法第二条の規定により一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として次の土地を指定する」というように、その目的により、本法第二条の前段と後段を、砂防設備地（砂防設備を要する土地）と行為禁止制限地（一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地）とに分け、建設大臣は、その別を明らかにして官報に告示することが例になっていた。つまり、山腹工事を主とした立法当時においては、禿崩山

地に植栽を必要とする場合は、その土地を砂防設備地に指定するだけで足り、あえて、これを行為禁止制限地に指定する必要もなく、また、砂防設備を必要とはしないが、一定行為の禁止制限をすれば足りる場合は、これを行為禁止制限地に指定すれば十分であつたものであらう。

しかし、両土地は、砂防法上は、ともに本条により指定された土地であり、行為禁止制限地においても砂防設備の必要が生じてきたほか、砂防設備地及びその周辺においても、法第四条により一定の行為の禁止制限が必要となつてきた。したがつて、行為禁止制限地と砂防設備地とに分けて指定する実益がないので、昭和四十二年五月一日付けをもつて、砂防指定地台帳等整備規則の一部改正を行なうとともに、関連通達の改正がなされ、昭和四十二年度から、砂防指定地の告示を砂防設備地と行為禁止制限地とに区分しない方法に改められることとなつた。

(3) 本条による指定は、主務大臣である建設大臣が、砂防設備又は行為の禁止制限の必要を認める場合にすることができるが、この指定は、その土地の所有者等の権利に重大な関係があり、みだりにこの指定をすべきではない。したがつて、この指定は、治水上砂防のためにのみなし得るものであり、観光や一定物保存等の目的で、土地の形状変更を禁ずるため指定することは許されない。

しかし、治水上砂防の目的のため指定する限りにおいては、その必要の程度等は、主務大臣の自由な認定、裁量に任されている。このことは、立法当時の官治行政という時代的背景を考えれば、おのずから明らかかなことであるが、法律の規定上はともかく、行政上、他の公益、私益との比較その他の価値判断を要しないという意味ではなく、「スヘキ土地」という趣旨からしても、公益裁量の立場から限定的に解し、必要最小限度に止めるべきであらう。

(4) 砂防指定地については、前述のような公用制限、公用負担が課せられるが、本法には、砂防指定地の指定によ